

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊搜一第261号

令和6年8月9日

検視業務従事職員に係る表彰の実施について（通達）

見出のことについては、「熊本県警察の表彰等に関する訓令」（平成11年熊本県警察本部訓令甲第14号）に基づき、下記のとおり行うこととしたので、各所属にあっては、周知されたい。

記

1 趣旨

検視業務は、殺人等重大事件の的確な事件性の判断が求められ、ひとたび犯罪死の見逃し事案が発生した場合、警察による死体取扱いに対する県民の信頼が失墜してしまうなどその責任は極めて重大である。

また、高齢者人口の増加により、警察が取り扱う死体は今後も増加傾向にあり、感染症の危険性や夜間・休日における長時間の捜査活動、遺族への対応等常に繊細かつ慎重な対応が求められている。

このため、検視業務に長期間専従し、又は積極的に真摯に取り組んだ業務従事者の功労を適正に評価して、職員の士気高揚を図るため、本表彰を実施するものである。

2 表彰対象者

検視業務に従事する警部補以下の警察官とする。ただし、過去に同趣旨の賞讃を受賞した者は除く。

3 表彰の種別及び表彰上申基準

(1) 本部長賞讃

捜査第一課検視各係に2年以上継続して勤務している者、又は過去3年間継続して検視業務従事実績が極めて多大な者

(2) 刑事部長内賞

過去3年間継続して検視業務従事実績が多大な者

4 上申要領

本表彰にあたっては、被上申者の検視業務への従事実績（臨場件数、解剖立会件数、時間外対応件数等）を把握する必要があることから、表彰の事務は、別記様式第1号「表彰上申書（本部長賞讃）」により、毎年2月末日までに捜査第一課が必要な調査をし、表彰の基準に該当すると認めるときは、監察課長を経由して警察本部長に上申する。

※ 別記様式（略）